

令和6年度 博物館実習受け入れ要項

秋田県立博物館では、博物館法施行規則にもとづき、将来の学芸員を養成するため博物館実習（実務実習）を実施する。実習生の受け入れは次のとおり行う。

受け入れ対象者	<p>以下、1～3の要件を全て満たす者、または4に該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学・短大・大学院において、実習以外の学芸員資格取得に必要な全ての単位を取得、または実習までに取得見込の者 2 秋田県に本籍、若しくは住所を有する者、又は秋田県内に所在する大学に在学する者 3 当館が定める全期間において実習が可能な者 4 秋田県立博物館長が特に認めた者
定員	<p>10名程度、最終年次・院生を優先する（先着順） 上記以外の学生は定員に空きがある場合に先着順で受け入れる。 ただし、受け入れ可能の連絡は4月30日以降とする。</p>
受付期間	令和6年4月2日（火）～4月30日（火）
実習期間	令和6年8月21日（水）～23日（金）、27日（火）～29日（木） の計6日間
申し込みの方法	<p>実習希望者は事前に秋田県立博物館に電話をし、申し込み許可を得ること。 受付期間 令和6年4月2日（火）～4月30日（火）</p> <p>申し込み許可を得た学生は、所属大学の担当者を通じて次の1～4の書類を5月末日までに提出し、申し込みを行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学長もしくは学部長名による依頼文書（秋田県立博物館 館長宛） ※依頼側の博物館実習担当部署・担当者・連絡先を明記 2 学芸員資格取得に必要な単位の取得状況を確認できる文書 ※所属校所定の様式 3 個人調書 ※所属校所定の様式（履歴書でも可） 4 返信用封筒（84円切手貼付） ※受入通知書返送用
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人調書に虚偽の記載があった場合は受け入れを行わない。実習中の場合は中止する。 2 実習期間中、実習生として不適切な行動（遅刻、早退、欠席ならびに服装等の不備）があった場合、実習を取り消すことがある。 3 実習内容及び日程の詳細については別途当館が決定する。 4 実習は無料だが、資料代等の実費を徴収する場合がある。 5 実習中の成績評価及び所見注記等を行わない。 6 実習終了後、実習終了（修了）の認定は行うが、原則として成績評価及び所見注記等を行わない。要請がある場合は簡易な段階評価のみを行う。 7 実習に伴う謝金・金券等は一切不要である。
書類提出先 連絡先・その他	<p>〒010-0124 秋田県秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館 普及・広報班 博物館実習担当 宛 TEL：018-873-4121 FAX：018-873-4123 MAIL:info@akihaku.jp ※不明な点や事前に内諾が必要な場合はメールで問い合わせてください。</p>